

国道8号 4車線化など 都市計画道路 決定

交通量の増大などにより、見直しが迫られていた本市の都市計画道路ですが、このほど県の都市計画地方審議会の審議が終わり、計画が決定されました。国道8号の四車線化やバイパス建設など、市民生活に直結する道路計画ですので、そのあらましをお伝えします。

慢性的な交通渋滞の解消を

本市の都市計画道路の計画は昭和三十八年に作られました。しかし、すでに二十五年が過ぎ、その間、交通事情や土地利用の状況は大きく変わりました。

本市の道路網は南北に延びる国道8号を基軸とし、主要地方道が東西に延びて市街地の骨格を形成しています。しかし、交通が集中して混雑しやすい「一点集中型」の道路網になっているため、慢性的な交通渋滞が見られます。

国道8号の一日の交通量は一万七千台から一万九千台で、二車線の適正交通量といわれる一万二千台を大幅に超えています。とりわけ市街地では、交通が混雑して交通事故が多発するなど、自転車や

歩行者をも含んだ沿道の交通環境は悪くなっています。

市はこれらの問題を解決し、市街地の交通を円滑にして良好な市街地を形成するために、道路整備

計画の見直しを進めてきました。また、関係者や関係地区はもちろんで、九月二十日には全市民を対象とした計画案の説明会を開催、十月十四日から二十八日まで縦覧をするなど、市民の皆さんのご理解をお願いしてまいりました。

広域交通体系の確立を目指す

計画は国道8号の四車線化やバイパスの建設をはじめ、新津、白根線など主要地方道の整備、北部工業団地に隣接する下塩俵ニュータウン建設計画地域の幹線道路網の整備など、将来に向けて広域交通体系の確立を目指したものとなっています。事業の実施に当たって、皆さんのご協力をお願いします。

なお、これによりこの都市計画道路の区域内（法線内）に建築物を建てようとする場合、制限されることがあります。また、建築に当たっては、建築確認申請とは別に、都市計画法による「都市計画施設の区域内における建築許可の申請」を県知事に行わなければなりません。法線内で建築計画のある人は、開発課都市施設係（☎395）へご相談ください。

白根都市計画道路一覽表

図面符号	路線名	位置		区域延長	構造		
		起点	終点		形式	基本幅員	地表式の区間における鉄道等の交差構造
①	古川諏訪木線	白根市大字古川	白根市大字上下諏訪木	約2,970m	地表式	12m	幹線街路との平面交差7か所
②	戸頭保坂線	白根市大字戸頭	白根市大字保坂	約4,190m	地表式	16m	幹線街路との平面交差8か所
③	戸頭七軒線	白根市大字戸頭	白根市大字鯉湯1丁目	約2,820m	地表式	12m	幹線街路との平面交差6か所
④	鯉湯古川線	白根市大字鯉湯1丁目	白根市大字古川	約1,850m	地表式	16m	幹線街路との平面交差5か所
⑤	七軒養口線	白根市大字能登1丁目	白根市大字能登	約970m	地表式	12m	幹線街路との平面交差4か所
⑥	白根和泉線	西蒲原郡味方村大字白根	白根市大字上下諏訪木	約1,400m	地表式	12m	幹線街路との平面交差5か所
⑦	一之町下江線	白根市大字白根	白根市大字浦梨	約1,020m	地表式	16m	幹線街路との平面交差4か所
⑧	白根道路(国道8号)	西蒲原郡黒埼町大野	白根市大字戸頭	約11,790m	地表式	37m	幹線街路との平面交差9か所
⑨	曙町七軒線	白根市大字白根	白根市大字神屋	約1,090m	地表式	16m	幹線街路との平面交差3か所
⑩	北部工業団地1号線	白根市大字上塩俵	白根市大字北田中	約670m	地表式	16m	幹線街路との平面交差2か所
⑪	北部工業団地2号線	白根市大字上塩俵	白根市大字北田中	約840m	地表式	16m	幹線街路との平面交差3か所
⑫	大通ニュータウン線	白根市大字鷺ノ木新田	白根市大字鷺ノ木新田	約830m	地表式	16m	幹線街路との平面交差2か所

白根都市計画道路網図

